

令和7年度 北九州市市民活動保険のご案内

地域活動や市民活動を行う方が安心して活動を行えるように、北九州市が保険料を負担し、活動中の思わぬ事故に対して一定の補償を行う制度です。

(保険期間: 令和7年5月1日午後4時～令和8年5月1日午後4時)

特徴

- ☐ 保険料は不要です。
- ☐ 事前の加入手続きは不要です。事故発生後に手続きをしていただきます。
 - ・ 北九州市が保険料を負担し、保険会社と契約をしています。
 - ・ 具体的な活動内容や、事故の状況を書面で報告していただきます。
 - ・ 北九州市と保険会社が審査を行い、北九州市市民活動保険の要件を満たしていることが確認できた場合に保険金が支給されます。

対象となる方

市民（市外居住者を含みます。）により自主的に組織され、北九州市内に活動の本拠地を置いて計画的に市民活動を行う団体等に属し、市民活動を行う方（団体の指導者・スタッフ、または清掃活動等の奉仕性のある活動を直接的に実践する方）が対象となります。（賠償責任については団体も対象になります。）

対象となる活動

次の条件をすべて満たす活動です。

- ① 自主的に構成された団体や地域住民組織などが、その活動計画に基づき計画的・継続的に行っている活動であること
- ② 広く公共の利益を目的とした自主的・自発的な活動であること
- ③ 無報酬で行っていること（交通費などの実費の支給は無報酬とみなします。）
- ④ 日本国内における活動であること

事故の事例

市民活動者の皆さんが、事故に遭うことなく安全に活動されることが、ボランティアを必要とされる方々や地域を支えることに繋がります。

事故を未然に防ぐためにも日頃から十分な安全対策をとられるよう心掛けてください。

刈払機(草刈機)で草刈り中、近くの人にケガを負わせた／小石をはねて近くの車のガラスを割った。

機械を使った作業は、慎重に取り扱わないと指や脚などの骨折や切断などといった取り返しのつかない重篤なケガにつながる危険性があります。

ヘルメット、保護メガネや防振手袋など、保護具を必ず装着し、事前に機器の点検を行い、適切な服装、装備で作業を行ってください。また、作業をする前に小石や枝、硬い異物などを除去するとともに、飛散防止ネット等を張り、周囲に人や車両の通行がないかなど確認して作業を開始しましょう。

作業者に近づく場合は、作業者の前方から声をかけ、運転が止まったのを確認してから近づいてください。

※ 安全対策や飛散防止対策を怠った場合、保険の対象外となる場合があります。

防犯パトロール中に、道の段差につまずき転んだ。

転倒によるケガ(打撲や骨折)が事故の半数近くを占めています。足元には十分気を付けてください。

地域の清掃活動中、脚立から落下した。

大ケガによる後遺障害が生じた事故が発生しています。高所作業時は、事前の安全確認の徹底、複数人で行う、専門業者に委託する等、事故防止対策を取ってください。

多発

多発

対象となる具体的な活動例

・自治会、町内会、まちづくり協議会等の運営	・市政だより配布
・市民センター、つどいの家の清掃	・食生活改善 ・献血推進活動
・道路・公園・河川などの不特定多数の方が利用する場所の清掃・美化活動 等	・公園の清掃、除草、樹木の剪定、遊具の愛護 ・公園など地域の花壇づくり
・防火・防災・救命の訓練・防犯パトロール	・交通安全の啓発
・地域の市民が集団で自主的に実施する資源回収	・共同募金
・留学生支援など地域の国際化推進活動 ・国際相互理解、友好親善、国際協力活動	・災害後の炊き出しなど、災害時におけるボランティア活動（市民が行う軽作業が対象）
・子育て支援ボランティア ・非行防止及び健全育成	・文化活動、伝承活動、学習などの支援 ・各種スポーツの指導、競技会の企画・運営（危険度の高い運動を除く） ※参加者は対象となりません。
・高齢者給食活動・手話通訳・点訳	
・自然保護 ・環境調査研究 ・環境教育	

対象とならない活動

- 政治、宗教又は営利を目的とした活動
- スポーツ・文化活動等への参加（指導者や運営従事者は対象）
- 懇親を目的とした活動や自助的な活動（町内会の親睦会、サークル活動等）
- 職場や学校などの行事として行う活動（クラブ活動を含む）
- 危険度の高い活動（チェーンソー等の使用や脚立や梯子を使った2 m以上の高所での作業等）
- 緊急時での活動（災害救助等）

Q & A よくある質問例

- Q 1** 集合場所へ自宅から自転車で行く途中に、他人にぶつかって怪我をさせてしまいました。活動前ですが、対象となりますか。
- A** 集合場所への往復途上で、他人に怪我を負わせたり持ち物に損害を与えた場合は、賠償補償の対象とはなりません。
市民活動を行う本人が怪我した場合は、自宅と活動場所への一般的な経路での往復中の事故で、あらかじめその行動が予定されていたことが事業計画書や名簿等で明確に立証できる場合は傷害補償の対象となります。ただし、私用で他の場所に立ち寄る場合には対象となりません。
- Q 2** 自動車に乗って地域の防犯パトロール中、人をはねて怪我をさせてしまいました。賠償補償対象となりますか。
- A** 自動車による賠償責任事故の場合は原因の如何を問わず対象となりません。
活動者自身（運転者や、活動するために同乗していた方）が怪我をした場合は、傷害補償の対象となります。ただし、無資格運転、酒酔い運転等の場合は対象となりません。
- Q 3** 団地自治会の活動で団地内の一斉清掃中に転倒して骨折しました。この場合は対象になりますか。
- A** 団地内の敷地や隣接公園の美化を目的とした、いわゆる自助活動は対象となりません。
- Q 4** 地域にある神社の境内を借用し、自治会主催で夏まつりを開催しています。自治会や子ども会の役員が準備や後片付けを行っています。対象となりますか。
- A** 神社の祭事ではなく、単に神社の境内を使用して、自治会や子ども会主催で行っているお祭りなどの準備や後片付けは対象になります。

Q 5 地域にある神社で秋祭を行っており、自治会の役員が祭りの準備や後片付けを行っています。
また、定期的に神社周辺の清掃を行っていますが、これらの活動は対象となりますか。

A 神社やお寺の行事（祭事）は、政教分離の原則から対象外となります。

※ 神社等の清掃や除草作業なども、神社に利する活動のため対象外となります。

補償内容

➤ 賠償責任補償

市民活動者の過失により、他人の身体や財物に損害を与え、被害者から損害賠償を求められ、法律上の賠償責任を負った場合は、活動者である当事者（団体の責任者等）が賠償することになりますが、経済的な負担が重くならないよう一定の補償を行います。

区分	支 払 限 度 額	内 容
対人賠償	1名につき 1億円まで 1事故につき 5億円まで	第三者の身体に損害を与えたとき
対物賠償	1事故につき 1,000万円まで	第三者の財物に損害を与えたとき
保管物賠償	1事故につき 500万円まで	第三者からの預かり品や管理物に損害を与えたとき

※ 市がその賠償責任を当事者に代わって負うものではないため、示談は、当事者間（団体の責任者と被害を受けた人）で行っていただきます。また、この賠償補償には免責金額が設定されていますので、免責分（5,000円）は、当事者に負担していただきます。

★次のような場合は対象になりません。

- ・活動者の故意によるもの
- ・地震や津波などの天災によるもの
- ・市を相手方とするもの
- ・同居の親族などに対するもの
- ・交通事故など車両によるもの
- ・往復途上の事故 など
- ・市民活動団体又は活動者が暴力団、暴力団員又はこれらと密接な関係を有するものである場合

➤ 傷害補償

市民活動中に発生した、急激かつ偶然な外来事故によって、活動者が死亡または負傷した場合に保険金が支払われます。

区 分	支 払 金 額	内 容
死 亡	300万円	傷害事故を直接の原因として、当該事故の日を含めて180日以内に死亡したとき
後遺障害	9～300万円	傷害事故を直接の原因として、当該事故の日を含めて180日以内に後遺障害が生じたとき
入院・通院	1日につき 入院 3,000円 通院 2,000円	傷害事故を直接の原因として、入院または通院をして医師による診療を受けたとき（当該事故の日を含めて180日以内に限り、通院日数については180日以内の間で90日が限度となります。）

※ 入院補償金が支払われる場合で、その治療を目的として手術を受けた場合は、手術に対する補償金が支払われることがあります。

★次のような場合は対象になりません。

- ・活動者の故意あるいは闘争行為によるもの
- ・地震や津波などの天災によるもの
- ・労働災害や公務災害補償の適用を受けるもの
- ・他覚症状のない、むちうちや腰痛
- ・活動者の無資格運転や酒酔い運転によるもの
- ・野焼き又は山焼きを行う活動
- ・細菌性食中毒（O-157によるものを除く）によるもの
- ・脳疾患、疾病または心神喪失によるもの（日射病、熱中症は除く）
- ・火器、銃器、わな等を使用した有害鳥獣の駆除及びスズメバチ等高度な危険を伴う害虫の駆除活動
- ・市民活動団体又は活動者が暴力団、暴力団員又はこれらと密接な関係を有するものである場合

事故が発生したときの手続き

(1) 事故の記録

万一事故が発生した場合、後で事故を証明できるよう、事故発生の時間、場所、状況、事故を証明できる人の氏名・連絡先、対物賠償事故の場合は現場の写真など事故の内容を記録してください。また、活動中の事故であることの証明のために、団体規約・役員名簿・事業計画書・参加者名簿などを提出していただきますので、日頃からご準備してください。

※ 事故の示談は、当事者間(団体の責任者と被害を受けた人)で行っていただくこととなりますが、必ず事前に相談してください。

(2) 事故の通報

事故後、団体の責任者は、速やかに最寄りの区役所コミュニティ支援課または事業主管担当課へ事故の内容をご連絡ください。その後の手続きをお伝えします。

(3) 事故報告書の提出

① 所定の事故報告書と役員名簿（ふりがな・生年月日を記載したもの）と事故を証明する書類を提出していただきます。

② 事故発生日を含めて30日以内に書類を提出してください。

③ 事故内容が保険制度の要件を満たしているか等審査します。

適用される場合は、保険会社に事故報告書を送付します。不適用となった場合は、事故報告者にその結果を通知します。

※ 役員名簿（ふりがな・生年月日を記載したもの）は、北九州市市民活動保険制度実施要項第7条第1項第8号及び第2項第11号の規定に基づく暴力団排除措置の照会のため、必ず提出していただきます。

※ 記載事項の抜け漏れを防ぐため、様式をご使用ください。

(4) 保険請求書の提出

① 適用となった場合は、保険会社から保険金請求書が送付されます。

② 賠償事故の場合は訴訟・示談など賠償責任が法的に確定した日、傷害事故の場合は全ての治療が完了した日（180日）を含め、30日以内に補償金の請求の手続きをしていただきます。

③ 保険会社により書類確認後、保険会社から指定の口座に保険金が支払われます。

※ 保険金請求の際、治療費の領収書（明細書）などが必要となりますので、大切に保管しておいてください。

審査の結果として保険が適用されない場合もあります

★市民活動保険についてのお問い合わせ先・ご連絡先

門司区役所コミュニティ支援課	門司区清滝一丁目 1-1	3 3 1 - 1 8 8 2
小倉北区役所コミュニティ支援課	小倉北区大手町 1-1	5 8 2 - 3 3 3 7
小倉南区役所コミュニティ支援課	小倉南区若園五丁目 1-2	9 5 1 - 0 2 0 1
若松区役所コミュニティ支援課	若松区浜町一丁目 1-1	7 6 1 - 5 3 2 4
八幡東区役所コミュニティ支援課	八幡東区中央一丁目 1-1	6 7 1 - 3 0 6 1
八幡西区役所コミュニティ支援課	八幡西区黒崎三丁目 15-3	6 4 2 - 1 3 3 7
戸畑区役所コミュニティ支援課	戸畑区千防一丁目 1-1	8 7 1 - 2 3 3 5
総務市民局市民活動推進課	八幡西区黒崎三丁目 15-3	6 4 5 - 3 1 0 4